

令和 8 年 第 2 回 (6 月)

川 口 市 議 会 定 例 会

一 般 議 案

令和8年第2回（6月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第	74号	川口市税条例の一部を改正する条例……………	1
議案第	75号	川口市立川口駅前市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	8
議案第	76号	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	10
議案第	77号	川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	12
議案第	78号	川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………	16
議案第	79号	川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	18
議案第	80号	川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例……………	20
議案第	81号	川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	23
議案第	82号	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	25
議案第	83号	川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	32
議案第	84号	川口市介護保険条例の一部を改正する条例……………	33
議案第	85号	川口市朝日環境センター施設整備審議会条例を廃止する条例…	34
議案第	86号	工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例…	35
議案第	87号	川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例……………	37
議案第	88号	工事請負契約の締結について（安行霊園改築工事）……………	40
議案第	89号	工事請負契約の変更契約の締結について（戸塚環境センター施設整備工事）……………	41

議案第 90号	財産の取得について（塵芥車（3 t））	4 3
議案第 91号	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）	4 4
議案第 92号	財産の取得について（救助工作車）	4 5
議案第 93号	財産の取得について（高規格救急自動車）	4 6
議案第 94号	財産の取得について（高度救命処置用資機材）	4 7
議案第 95号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	4 8
議案第 96号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	4 9
議案第 97号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	5 0
議案第 98号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	5 1
議案第 99号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	5 2
議案第 100号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	5 3
議案第 101号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	5 4
議案第 102号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	5 5
議案第 103号	訴えの提起について（児童扶養手当返還金等の請求）	5 6
議案第 104号	和解契約の締結について（本庁舎建設における電波障害）	5 7
議案第 105号	和解契約の締結について（本庁舎建設における電波障害）	5 8
議案第 106号	専決処分の承認について（令和7年度川口市一般会計補正予算）	5 9
議案第 107号	専決処分の承認について（令和7年度川口都市計画土地区画 整理事業特別会計補正予算）	6 1
議案第 108号	専決処分の承認について（川口市税条例の一部を改正する条 例）	6 3
議案第 109号	専決処分の承認について（川口市国民健康保険税条例の一部 を改正する条例）	6 6
議案第 110号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立上青木保育 所）	7 0
議案第 111号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立領家保育所）	7 1
議案第 112号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立川口西保育 園）	7 2

議案第 1 1 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立並木東保育園）	7 3
議案第 1 1 4 号	市道路線の認定について（安行第 3 7 5 - 6 号線）	7 4
議案第 1 1 5 号	市道路線の廃止について（神根第 1 6 5 号線）	7 5
議案第 1 1 6 号	市道路線の廃止について（安行第 4 0 号線）	7 6
議案第 1 1 7 号	川口市農業委員会委員の任命同意について	7 7
議案第 1 1 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	8 2
議案第 1 1 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	8 3

議案第 74号

川口市税条例の一部を改正する条例

川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び（いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の6第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号にお

いて同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第7条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第8条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第8条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「は、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第8条の3の2第1項」を「附則第8条の3第1項」に改め、同条を附則第8条の3とする。

附則第8条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第8条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第11条の2第3項中「附則第15条第14項本文」を「附則第15条第13項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「12分の7」を「3分の2」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「12分の7」を「3分の2」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に、「12分の7」を「4分の3」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第12項から第14項までを削り、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第16項中「附則第15条第40項第1号」を「附則第15条第39項第1号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改

め、同項を同条第13項とし、同条中第18項を第14項とし、第19項を第15項とする。

附則第11条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項を削る。

附則第17条の3第3項第2号、第17条の4第3項第2号及び第18条第3項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附則第18条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条第5項第2号、第19条の2第2項第2号及び第19条の3第2項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則

第8条の3第1項」に改める。

附則第19条の3の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第19条の3の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項」を「及び第8条の3第1項」に改める。

附則第23条の2中「第13項から第15項まで、第24項、第33項、第37項若しくは第41項」を「第12項から第14項まで、第23項、第32項、第36項若しくは第40項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第7条の改正規定及び附則第8条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の6第2項の改正規定並びに附則第8条の4及び第10条の2の改正規定並びに附則第18条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の川口市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の川口市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の

例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の川口市税条例附則第8条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第18条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第18条の2第1項に規定する土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）（次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 75号

川口市立川口駅前市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立川口駅前市民ホール設置及び管理条例（平成17年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（市民ホールの供用の休止）

2 市民ホールは、令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間、この条例の規定にかかわらず、供用を休止する。

別表中

	円 10,470	円 12,500	円 15,700	円 34,800
	20,900	25,000	31,400	69,600
	31,400	37,500	47,100	104,400
	41,800	50,000	62,800	139,200
	100,900			
		124,000		
				153,100
	12,500	15,000	18,800	41,700
	25,000	30,000	37,600	83,400
	37,500	45,000	56,400	125,100
	50,000	60,000	75,200	166,800
	121,000			
		148,700		
				183,400

を

円 11,500	円 13,800	円 17,200	円 38,300
23,000	27,600	34,500	76,600
34,500	41,400	51,800	115,000
46,000	55,200	69,000	153,300

	111,400		
		136,700	
			168,600
13,800	16,500	20,700	46,000
27,600	33,100	41,400	92,000
41,400	49,700	62,100	138,000
55,200	66,300	82,800	184,000
	133,700		
		164,100	
			202,400

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年10月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は令和8年10月1日から、附則第3項の規定は令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市立川口駅前市民ホール設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 令和9年4月1日から施行日の前日までの間に施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る利用料金を徴収する場合には、この条例による改正前の川口市立川口駅前市民ホール設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により利用料金を徴収するものとする。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 76号

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「次条」の次に「、第12条の2」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第12条の2 児童福祉施設の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第35条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第4項、第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができ

る体制を確保しなければならない。

附則第4項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項ただし書中「保育士」の次に「（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第35条第3項、附則第7項又は附則第8項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第8項中「いい」の次に「、第35条第3項」を加え、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第35条第3項及び前項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第6条の2第1項の改正規定及び第12条の次に1条を加える改正規定 令和8年12月25日

令和8年6月5日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 77号

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第11項第2号又は」を「第11項第2号若しくは」に改め、「場合」
の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって
満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（
以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う者（以下「満3歳以上限
定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」
を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保
育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「国
家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国
家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改める。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第
21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び
民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法
律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。
以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に
利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する
業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用
乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定す
る犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあ
つては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3

歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第4号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第4項又は第5項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保

育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第4項又は第5項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第2項中「附則第4項」を「附則第2項」に改める。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する次号」と」を削る。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加え、「施行日」を「この条例の施行の日」に改め、同項を附則第2項とし、附則第5項及び第6項を削る。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）」を付し、附則第8項を附則第4項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第10項中「第29条第3項」及び「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、同項を附則第6項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
 - (2) 第2条、第6条、第18条第6号、第27条及び第29条第2項第4号の改正規定並びに附則第4項の改正規定（「施行日」を「この条例の施行の日」に改める部分を除く。） 令和8年7月1日
 - (3) 第13条の改正規定 令和8年12月25日
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、令和8年6月30日とする。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 78号

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に、「、第2条」を「並びに第2条」に、「、第3条の規定による改正後」を「の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者（川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第1項又は第47条第1項に規定する保育従事者をいう。以下同じ。）の数に関する部分に限る。）並びに第3条の規定による改正後」に、「並びに」を「及び」に改め、「第5条第3項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）」を加え、「、第3条の規定による改正前」を「の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に関する部分に限る。）並びに第3条の規定による改正前」に改め、附則に次の1項を加える。

3 当分の間、第1条の規定による改正後の川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項並びに第2条の規定による改正後の川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に関する部分に限る。）並びに第3条の規定による改正後の川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項及び第4条の規定による改正後の川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）は適用せず、第1条の規定による改正前の川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項

並びに第2条の規定による改正前の川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に関する部分に限る。）並びに第3条の規定による改正前の川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項及び第4条の規定による改正前の川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 79号

川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）、第10条の見出し及び同条第1項並びに第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第27条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。ただし、第9条（見出しを含む。）、第10条の見出し及び同条第1項、第13条、第16条第6号及び第7号、

第18条第1項、第20条第3項並びに第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 80号

川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「35」を「30」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（職員の資格に係る特例）

第6条の2 前条第1項、第2項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者については、1人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第19条第1項中「、第11条」の次に「、第12条の2」を加え、同項の表中

第11条	入所中の児童	園児
	第33条の10第1項各号	第33条の10第1項各号 （幼稚園型認定こども園の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合

		法的な提供の推進に関する法律第27条の2第1項各号)
	当該児童	当該園児

を

第11条	入所中の児童	園児
	第33条の10第1項各号	第33条の10第1項各号の幼稚園型認定こども園の保育士(幼稚園型認定こども園の保育士)又は、職員のうち、学校教育法第28条第2項に規定する就学前教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の2第1項各号)
第11条及び第12条の2	当該児童	当該園児
第12条の2	法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条
	児童を	園児を
	児童と	園児と

に改める。

附則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第7項の表中

附則第3項	第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者	幼稚園若しくは小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者
-------	-----------------------------	---

を

第6条の2第1項	第6条第1項に規定する保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第3項	第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者	幼稚園若しくは小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者

に改め、附則に次の 1 項を加える。

- 8 第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 6 項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同条第 1 項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第 3 号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第 4 条第 2 項の改正規定及び次項の規定 令和 8 年 7 月 1 日
- (3) 第 1 9 条第 1 項の改正規定 令和 8 年 1 2 月 2 5 日

（経過措置）

- 2 前項第 2 号に掲げる規定の施行の際現に存する認定こども園における 1 学級の園児の数については、この条例による改正後の川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの間、なお従前の例による。

令和 8 年 6 月 5 日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 81号

川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第4条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第5条第2項中「35以下を」を「30以下を」に改め、同項ただし書中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、「35」を「30」に改める。

第6条第3項の表備考に次の2号を加える。

- 5 第1号に規定する者については、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行

うに当たっては、同号に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 前号の場合において、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第6条第5項第2号及び附則第7項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第11項中「附則第7項」を「第6条第3項の表備考第5号及び第6号並びに附則第7項」に、「第6条第3項の表備考第1号」を「同表備考第1号」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に、「並びに」を「及び」に、「同項」を「同条第3項」に改め、附則に次の1項を加える。

12 第6条第3項の表備考第5号及び第6号並びに附則第9項及び第10項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、同表備考第1号に規定する者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第5条第2項の改正規定（同項ただし書中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加える部分を除く。）及び次項の規定 令和8年7月1日

(3) 第4条の2の次に1条を加える改正規定 令和8年12月25日

（経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、この条例による改正後の川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例による。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 82号

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「一第53条」に、「第53条」を「第54条」に改める。

第2条第8号を次のように改める。

(8) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

第2条中第32号を第36号とし、第15号から第31号までを4号ずつ繰り下げ、第14号を第15号とし、同号の次に次の3号を加える。

(16) 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(17) 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(18) 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条中第13号を第14号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第3条第3項中「市町村」の次に「（特別区を含む。）」を加える。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「公正な方法」の次に「（第4項において「選考方法」という。）」を加え、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「これらの項」を「選考方法又は前項」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第17条中「応じる」を「応ずる」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を「に規定する選考方法及び同条第3項」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第1号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」、「第31条」及び「第33条」を「第27条」に改め、「。附則第3条において同じ」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業（法第7条第5項に規定する地域型保育事業をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保

育事業者を除く。）」を加え、「特定地域型保育事業所を」を「特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）を」に改め、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「第37条第2項」を「第37条第2項第2号」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改め、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第4条」を「附則第3条」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「読み替える」を「、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「第33条の10第1項各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第53条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第53条第3項」を、「この章（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第53条第3項」に、「この章に」を「この章（第43条第1項を除く。）に」に、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項）を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除

き、第53条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」に改め、「教育・保育給付認定保護者（」を削り、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「除く。）」を「除く」に改める。

第53条を第54条とする。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、「教育・保育給付認定保護者（」を削り、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「に限る。）」と」を「と」に改め、第3章第3節中同条を第53条とし、第51条の次に次の1条を加える。

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの数の総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特

例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」とあるのは「特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、令和8年6月30日とする。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 83号

川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(令和元年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第46条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第46条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第58条中「及び第46条」を削る。

第83条、第84条、第96条及び第101条中「から第45条まで、第47条」を削る。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 84号

川口市介護保険条例の一部を改正する条例

川口市介護保険条例（平成12年条例第33号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1条を加える。

（令和8年度における保険料の減額の特例）

第13条 市長は、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で前条第1項又は第2項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされることとなるものがある場合で、特に必要があると認めるときは、当該第1号被保険者に係る同年度の保険料に限り、第9条第5号に該当するものとして、第10条第1項の規定により減額することができる。この場合における同項の規定の適用については、同項中「ときは、当該保険料の納付義務者の申請により」とあるのは、「ときは」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 85号

川口市朝日環境センター施設整備審議会条例を廃止する条例

川口市朝日環境センター施設整備審議会条例（令和6年条例第24号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表朝日環境センター施設整備審議会の項を削る。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 86号

工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第2条 法第4条の2第1項に規定する区域は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該区域における緑地（法第4条第1項第1号に規定する緑地をいう。以下同じ。）及び環境施設（同号に規定する環境施設をいう。以下同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（第4条において「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域（次条において「準工業地域」という。）	100分の15以上	100分の20以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域（次条において「工業地域等」という。）	100分の10以上	100分の15以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第3条 特定工場（法第6条第1項に規定する特定工場をいう。第5条において同じ。）の敷地が準工業地域、工業地域等又は前条に規定する区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下この条において「敷地割合」という。）につき、準工業地域又は工業地域等の敷地割合が最も高いときは当該敷地の全部について当該敷地割合が最も高い区域に係る前条の規

定を適用し、同条に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地の全部について同条の規定は適用しない。

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第4条 環境施設以外の施設又は工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）第4条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第5条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(既存工場等に係る緑地及び環境施設の面積の算定)

2 昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第2条に規定する区域内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設（法第4条第1項第1号に規定する生産施設をいう。以下同じ。）の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第2条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、規則で定める方法により行うものとする。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 87号

川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「。以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する建築物の延べ面積には、法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第2条第1項第4号ただし書（同条第3項の規定が適用される場合を含む。）の規定により建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた建築物の部分の床面積は、算入しない。

第4条第3項及び第4項を削る。

第8条第2項中「5メートル」を「12メートル」に改める。

第11条第2項第1号中「自動車車庫等の用途に供する」を「令第2条第1項第4号ただし書に掲げる建築物の部分である」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 増築前における令第2条第1項第4号ただし書に掲げる建築物の部分以外の部分の床面積の合計が基準時における同号ただし書に掲げる建築物の部分以外の部分の床面積の合計以下である場合

(3) 増築又は改築後における令第2条第1項第4号ただし書に掲げる建築物の部分のそれぞれの床面積の合計が同条第3項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における同条第1項第4号ただし書に掲げる建築物の部分のそれぞれの床面積の合計が同条第3項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における同条第1項第4号ただし書に掲げる建築物の部分のそれぞれの床面積の合計）以下である場合

別表第1に次のように加える。

都市計画法第20条第1項の規定により告示された六間通り線沿道地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域	六間通り線沿道地区地区整備計画区域
都市計画法第20条第1項の規定により告示された桜町3・4丁目及び周辺地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域	桜町3・4丁目及び周辺地区地区整備計画区域

別表第2並木元町地区地区整備計画区域の項中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」を「令」に改め、同表に次のように加える。

六間通り線沿道地区地区整備計画区域	六間通り線沿道地区	(1) 法別表第2(へ)項第5号及び(と)項第3号に掲げるもの (2) 床面積の合計が1,500平方メートルを超える倉庫 (3) 風営適正化法第2条第1項第2号及び第3号、同条第6項第2号から第6号まで並びに同条第11項に掲げる営業に係るもの (4) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	10分の20(六間通り線に4メートル以上接する200平方メートル以上の敷地を除く。)							
桜町3・4丁目及び周辺地区地区整備計画区域	A地区及びB地区		10分の12		100(公共公益施設の用地として譲渡したことによりこの規定に適合しないこととなる土地又は公共公益施設の整備に協力し代替地	隣地境界線(水路、公園、広場その他これらに類するものを除く。)の後退距離(建築物に附属する物置及び自動車車庫等の用途に供する建築物を除く。)	0.6		道路に面する側の構造(門柱、門扉等を除く。)	基礎の高さが敷地盤面から0.6メートル以下のもの

域				として譲渡若しくは交換された土地について、その全部を1の敷地として使用する場合を除く。)					
C地区及びD地区				100 (公共公益施設の用地として譲渡したことによりこの規定に適合しないこととなる土地又は公共公益施設の整備に協力し代替地として譲渡若しくは交換された土地について、その全部を1の敷地として使用する場合を除く。)	隣地境界線(水路、公園、広場その他これらに類するものを除く。)の後退距離(建築物に附属する物置及び自動車車庫等の用途に供する建築物を除く。)	0.6		道路に面する側の構造(門柱、門扉等を除く。)	基礎の高さが敷地地盤面から0.6メートル以下のもの

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 88号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 安行霊園改築工事
- 2 工 事 場 所 川口市大字安行吉岡1392番地
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 734,800,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市朝日1丁目26番26号
榎本建設株式会社

代表取締役 榎 本 光 洋

令和8年6月5日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 89号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸塚環境センター施設整備工事
- 2 工 事 場 所 川口市大字藤兵衛新田290番地
- 3 契 約 金 額 変更前 48,052,202,000円
変更後 48,963,772,000円
- 4 契約の相手方 東京都品川区大崎1丁目5番1号大崎センタービル
日鉄エンジ・極東開発・三井住友・川口土建特定建設工事共同企業体

東京都品川区大崎1丁目5番1号大崎センタービル
日鉄エンジニアリング株式会社
代表取締役 石 倭 行 人

大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号
極東開発工業株式会社
代表取締役 布 原 達 也

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目103番地
三井住友建設株式会社北関東営業所
所長 酒 井 智 治

埼玉県川口市本町4丁目11番6号
川口土木建築工業株式会社
代表取締役 古 川 元 一

上記代表者

日鉄エンジニアリング株式会社

代表取締役 石 倭 行 人

令和8年6月5日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 90号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 塵芥車（3 t）
- 2 納入場所 川口市大字藤兵衛新田290番地
- 3 納入者 埼玉県上尾市上尾下1040番1
株式会社モリタエコノス埼玉支店
支店長 原 田 幸 祐
- 4 数 量 4台
- 5 取得価格 49,280,000円

令和8年6月5日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 91号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 水槽付消防ポンプ自動車
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 東京都江戸川区篠崎町1丁目7番16号ラフィーネ篠崎1階
A号室
長野ポンプ株式会社東京営業所
所長 石川 覚
- 4 数量 1台
- 5 取得価格 97,790,000円

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 92号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 救助工作車
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 東京都港区芝5丁目36番7号三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ東京支店
支店長 岡本直彦
- 4 数量 1台
- 5 取得価格 291,280,000円

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 93号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 高規格救急自動車
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市栄町1丁目16番12号
埼玉トヨタ自動車株式会社川口店
店長 島山 正
- 4 数量 3台
- 5 取得価格 66,066,000円

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 94号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 高度救命処置用資機材
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 東京都豊島区駒込1丁目14番9号
エイバン商事株式会社
代表取締役 武内 淳一
- 4 数量 3組
- 5 取得価格 54,120,000円

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 95号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 A氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 96号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

春日部市在住 B氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 97号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 C氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 98号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 D氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 99号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

蓮田市在住 E氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第100号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 F氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第101号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 G氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第102号

訴えの提起について

児童扶養手当返還金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 H氏

2 事件の内容

上記の者は、児童扶養手当返還金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し児童扶養手当返還金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から児童扶養手当返還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第103号

訴えの提起について

児童扶養手当返還金、子育て世帯生活支援特別給付金返還金及び子育て世帯等臨時特別給付金返還金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

千葉県八千代市在住 I氏

2 事件の内容

上記の者は、児童扶養手当返還金、子育て世帯生活支援特別給付金返還金及び子育て世帯等臨時特別給付金返還金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し児童扶養手当返還金、子育て世帯生活支援特別給付金返還金、子育て世帯等臨時特別給付金返還金及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から児童扶養手当返還金、子育て世帯生活支援特別給付金返還金及び子育て世帯等臨時特別給付金返還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第104号

和解契約の締結について

本庁舎建設における電波障害について、次のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

1 相手方

川口市在住

男 性 60歳

2 和解条項

- (1) 川口市は、上記の者に対し、本件電波障害における解決金として1年度当たり金65,197円の支払義務があることを認め、これを毎年度4月末日（令和8年度にあつては、8月末日）限り、上記の者の指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、川口市の負担とする。
 - (2) 川口市は、前項の解決金を令和17年度まで支払うものとする。ただし、次の各号の事由が生じたときは、同項の解決金の支払いは、当該年度をもって終了する。
 - ア 技術革新等により本件電波障害が解消されたとき。
 - イ 本件建物の改築等により本件電波障害が解消されたとき。
 - ウ 上記の者が本件建物に居住しなくなるか、居住の実態を確認できないとき。
 - エ 上記の者が本件建物においてBS・CSチャンネルを視聴しなくなったとき。
 - (3) 上記の者は、前項各号の事由が生じたときは、その旨を速やかに川口市に連絡しなければならない。川口市は、必要があると認めるときは、上記の者に対し、それらの事由について報告を求めることができる。この場合において、上記の者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。
 - (4) 上記の者は、川口市に対し、本件電波障害に関し、第1項及び第2項に定めるもののほか、名目の如何を問わず一切の請求権を放棄する。
 - (5) 川口市及び上記の者は、川口市と上記の者との間には、本件電波障害に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第105号

和解契約の締結について

本庁舎建設における電波障害について、次のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

1 相手方

川口市在住

女性 67歳

2 和解条項

(1) 川口市は、上記の者に対し、本件電波障害における解決金として1年度当たり金41,437円の支払義務があることを認め、これを毎年度4月末日（令和8年度にあつては、8月末日）限り、上記の者の指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、川口市の負担とする。

(2) 川口市は、前項の解決金を令和17年度まで支払うものとする。ただし、次の各号の事由が生じたときは、同項の解決金の支払いは、当該年度をもって終了する。

ア 技術革新等により本件電波障害が解消されたとき。

イ 本件建物の改築等により本件電波障害が解消されたとき。

ウ 上記の者が本件建物に居住しなくなるか、居住の実態を確認できないとき。

エ 上記の者が本件建物においてBS・CSチャンネルを視聴しなくなったとき。

(3) 上記の者は、前項各号の事由が生じたときは、その旨を速やかに川口市に連絡しなければならない。川口市は、必要があると認めるときは、上記の者に対し、それらの事由について報告を求めることができる。この場合において、上記の者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(4) 上記の者は、川口市に対し、本件電波障害に関し、第1項及び第2項に定めるもののほか、名目の如何を問わず一切の請求権を放棄する。

(5) 川口市及び上記の者は、川口市と上記の者との間には、本件電波障害に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第106号

専決処分の承認について

令和7年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

専 決 処 分 書

令和7年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

川口市長 岡村 ゆり子

令和7年度川口市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度川口市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	河川水路施設管理費	30,744千円
		河川水路施設整備費	48,111
	4 都市計画費	街路緑地帯維持管理費	17,582
10 教育費	6 社会教育費	公民館施設改修事業	7,403

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
4 衛生費	2 清掃費	戸塚環境センター施設整備事業	946,499千円	1,358,070千円
8 土木費	3 河川費	雨水流出抑制対策事業	145,127	281,279
10 教育費	2 小学校費	小学校改築事業	13,288	27,078

議案第107号

専決処分の承認について

令和7年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

専 決 処 分 書

令和7年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

川口市長 岡村 ゆり子

令和7年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 土地区画 整理事業 費	6 石神西立野特定 事業区画整理費	石神西立野特定事業費	276,617千円	312,159千円

議案第108号

専決処分の承認について

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

専 決 処 分 書

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

川口市長 岡村 ゆり子

川口市税条例の一部を改正する条例

川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第84条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第84条の7第1項の申告書、」を削る。

第83条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第83条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第84条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第84条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第84条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第84条の4から第84条の9までを削る。

第85条（見出しを含む。）、第86条（見出しを含む。）及び第88条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第91条の見出し、第93条（見出しを含む。）、第93条の2の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第94条第2項中「第83条第3項ただし書」を「第83条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第16条の3から第16条の7までを削る。

附則第17条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第17条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の川口市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第3条 施行日前にした行為並びに前条第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(川口市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 川口市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議案第109号

専決処分の承認について

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

専 決 処 分 書

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

川口市長 岡村 ゆり子

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該加算した額が30,000円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第8条の3中「1,500円」を「1,400円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第8条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第22条第1項中「及び同条第5項」を「並びに同条第5項本文」に、「エに」を「エ及びオに」に、「得た額の」を「得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）の」に改め、同項第1号エ中「1,050円」を「980円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 70円

第22条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号エ中「750円」を「700円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 50円

第22条第1項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号エ中「300円」を「280円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）1人について

て 20円

第22条第2項第3号ア中「225円」を「210円」に改め、同号イ中「375円」を「350円」に改め、同号ウ中「600円」を「560円」に改め、同号エ中「750円」を「700円」に改め、同条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「。以下この項において同じ。」を「及び18歳以上被保険者均等割額」に、「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項第2号、第4号、第6号及び第8号中「算定した被保険者均等割額」の次に「(第1項に規定する金額を減額した世帯にあっては、その減額後の被保険者均等割額)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額した世帯にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条に次の1項を加える。

- 4 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)が属する世帯の納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額した世帯にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第27条第1項第4号中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者」を「18歳未満被保険者」に改める。

附則第21項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第110号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立上青木保育所

2 指定管理者となる団体の名称

川口市飯塚1丁目2番16号

株式会社WITH

代表取締役 新井 実

3 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第111号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立領家保育所

2 指定管理者となる団体の名称

川口市本町3丁目9番21号

社会福祉法人ひふみ会

理事長 吉田 優

3 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第112号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立川口西保育園

2 指定管理者となる団体の名称

川口市幸町3丁目5番33号

学校法人文化学園

理事長 浅 沼 良 成

3 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

令和8年6月5日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第113号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立並木東保育園

- 2 指定管理者となる団体の名称

川口市芝西2丁目7番35号

学校法人嶋根学園

理事長 嶋 根 謙 太

- 3 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

令和8年6月5日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第114号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
安 行 第375-6号線	大字安行原字三輪作1791番18地先	大字安行原字三輪作1791番31地先		4.0	98.7

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

認定路線位置概図



議案第115号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
神 根 第165号線	大字木曾呂字窪下4番地先	大字木曾呂字窪下150番地先		1.8	127.0

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

廃止路線位置概図



議案第116号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 4 0 号 線	大字安行慈林字上村中781番地先	大字安行慈林字上村中782番地先		1.8	22.0

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村 ゆり子

廃止路線位置概図



議案第117号

川口市農業委員会委員の任命同意について

川口市農業委員会委員に次の者を任命するため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

記

沖田保	46歳	川口市在住
小櫃敏文	63歳	川口市在住
鈴木一	64歳	川口市在住
田中淳子	54歳	川口市在住
豊田満	73歳	川口市在住
中田裕子	62歳	川口市在住
濱田義彦	62歳	川口市在住
濱野隆次	68歳	川口市在住

森京子 71歳 川口市在住

山岡佐智子 58歳 川口市在住

山岡宗義 57歳 川口市在住

山崎敬司 63歳 川口市在住

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村ゆり子

経 歴 書

氏 名 沖 田 保

年 齢 4 6 歳

現 住 所 川口市在住

令和 5 年 2 月 認定農業者

令和 5 年 7 月 川口市農業委員会委員

氏 名 小 櫃 敏 文

年 齢 6 3 歳

現 住 所 川口市在住

令和 2 年 5 月 川口市農政審議会委員

令和 5 年 7 月 川口市農業委員会委員

令和 7 年 3 月 認定農業者

氏 名 鈴 木 一

年 齢 6 4 歳

現 住 所 川口市在住

令和 5 年 1 0 月 川口都市計画事業新郷東部第 2 土地区画整理審議会委員

氏 名 田 中 淳 子

年 齡 5 4 歳

現 住 所 川口市在住

平成 2 年 4 月 田中造園

令和 8 年 2 月 認定農業者

氏 名 豊 田 満

年 齡 7 3 歳

現 住 所 川口市在住

平成 1 9 年 5 月 川口市議会議員

令和 4 年 1 2 月 認定農業者

令和 5 年 7 月 川口市農業委員会委員

氏 名 中 田 裕 子

年 齡 6 2 歳

現 住 所 川口市在住

令和 4 年 1 2 月 認定農業者

令和 5 年 7 月 川口市農業委員会委員

氏 名 濱 田 義 彦
年 齡 6 2 歳
現 住 所 川口市在住

令和 元年 5 月 川口市議会議員
令和 2 年 5 月 川口市農政審議会委員

氏 名 濱 野 隆 次
年 齡 6 8 歳
現 住 所 川口市在住

令和 6 年 4 月 西新井宿第 2 町会会長
令和 8 年 2 月 認定農業者

氏 名 森 京 子
年 齡 7 1 歳
現 住 所 川口市在住

令和 5 年 7 月 川口市農業委員会委員

氏 名 山 岡 佐智子
年 齢 5 8 歳
現 住 所 川口市在住

令和 5 年 7 月 川口市農業委員会委員

氏 名 山 岡 宗 義
年 齢 5 7 歳
現 住 所 川口市在住

平成 2 9 年 7 月 川口市農業委員会委員
令和 5 年 2 月 認定農業者

氏 名 山 崎 敬 司
年 齢 6 3 歳
現 住 所 川口市在住

平成 2 5 年 3 月 ベジファーム川口（貸農園）運営

議案第118号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

神 山 雅 子 72歳 川口市在住

令和8年6月5日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

経 歴 書

氏 名 神 山 雅 子

年 齢 72歳

現 住 所 川口市在住

平成24年12月 エムトラス株式会社代表取締役

平成26年10月 人権擁護委員

平成29年 4月 西川口地区レクリエーション協会理事長

平成29年10月 人権擁護委員

令和 2年10月 人権擁護委員

令和 5年10月 人権擁護委員

議案第119号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

高橋光代 67歳 川口市在住

令和8年6月5日提出

川口市長 岡村ゆり子

経 歴 書

氏 名 高橋光代

年 齢 67歳

現住所 川口市在住

平成21年 2月 川口市立東領家小学校教頭

平成24年 4月 川口市立東本郷小学校校長

平成31年 4月 川口市立小学校教諭（初任者指導）

令和 6年 4月 都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業講師